

本研究会における検討事項の一例

平成24年8月2日

商法中の運送法制に関する規律について、その現代化に際し、下記の事項を含め、どのような事項を検討すべきか。

第1 物品運送

1 運送契約の効力等

- 契約当事者（荷送人・運送人）と荷受人との法律関係について、荷送人による運送品の処分権、荷受人の権利・義務の発生時期等に関する規律を見直す必要があるか。
- 運送品の引渡しに際しての荷送人の注意義務や、荷造りが不完全な場合、危険物に関する表示に不備がある場合等の荷送人の責任に関し、規律を設ける必要があるか。
- 運送人の責任期間に関する規律を見直す必要があるか。
 - * 運送品の受取後の一定時期まで運送人の責任期間が開始しないような特約の効力等について、どのように考えるか。
- 荷受人に対する運送品の引渡しに関する諸規律について、規定を設ける必要があるか（例えば、荷受人が運送品を受領する義務（商法583条参照）、誤引渡しの場合の責任、保証渡しの場合の責任等）。

2 運送人の責任

- ◎ 国内運送の責任原則は、過失推定責任（商法577条、766条）を維持すべきか。陸上運送、海上運送又は航空運送について異なる規律とする必要があるか。
- 運送人の免責事由に関するリストを設ける必要があるか。リストを設ける場合には、国内海上運送における航海過失免責や火災免責の取扱いを含め、その具体的内容について、どのように考えるか。
- 延着責任について、何らかの特別な規律を設ける必要があるか。また、引渡予定日から一定期間の経過後は運送品が滅失したものとして取り扱う規律等について、どのように考えるか。
- ◎ 国内海上運送について、堪航能力担保義務に関する規律を維持すべきか。維持する場合には、運送人の責任を過失推定責任に改めるべきか。
- ◎ 責任限度額に関する規律を設ける必要があるか。
 - * 責任原則と責任限度額は、併せて検討する必要がある。
 - * 高価品免責に関する規律についても、併せて検討する必要がある。
- ◎ 運送契約上の責任制限条項の効力を不法行為に基づく請求（荷送人又は荷受人以外の運送品所有者からの請求を含む。最高裁平成10年4月30日判決参照）に対して

も及ぼす規律や、運送人の被用者が運送人の抗弁を援用することができるような規律（いわゆるヒマラヤ条項に相当する規律）を設けるべきか。

- 一定期間経過後の運送人の責任の消滅に関する規律（商法589条, 566条参照）を維持する必要があるか。これを維持する場合には、その期間や性質（消滅時効か、国際海上物品運送法14条のような除斥期間か）について、どのように考えるか。
- 引渡し後一定期間内に運送品の不足・瑕疵等について通知しない場合に運送人を免責する規律（商法588条参照）を見直す必要があるか。

3 運送状及び運送証券

- 運送状に関する規律を見直す必要があるか。
- 運送証券（貨物引換証, 船荷証券等）の発行義務やその要件及び効力に関する規律を見直す必要があるか。
- その他運送書類について、何らかの規律を設ける必要があるか。

4 その他

- 陸・海・空を通した複合運送に関する規律について、どのように考えるか。
- 消費者が当事者となる運送について、何らかの特則を設ける必要があるか。
- ◎ 個々の規律について、強行規定とすべきかどうか。

第2 旅客運送

- 責任限度額, 手荷物の扱い等に関する規律を見直す必要があるか。

第3 その他

1 運送取扱営業

- 運送取扱営業に関する規律を維持すべきか。

2 船舶の衝突及び海難救助

- 条約に整合する方向で規律を見直すことにつき、どのように考えるか。

3 海上保険

- 海上保険に関する規律を見直す必要があるか。

4 その他

以 上